不利益処分に係る処分基準

処分の名称			称	貸出しの停止
根拠条例•規則名			則名	さいたま市図書館条例施行規則
条 項			į	第 12 条
所	管	部	課	教育委員会事務局 中央図書館 資料サービス課(電話:048-871-2173)
処分基準		設定、その	· の場	利用者が利用者カードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、若しくは不正に使用した場合又は図書館資料の貸出しを受けた者が返納を怠り、督促をしても返納に応じない場合
	設定	等年	月日	平成 19年 4 月 1 日追加 平成 年 月 日最終改正
	備	考		